

短期退職時の手数料の返済義務

採用決定者が、入社辞退や自己都合によりまたは就業規則違反等の採用決定者(求職者)の責に帰すべき事由により、退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、ARRAY 株式会社は、企業に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、企業の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、ARRAY 株式会社は企業に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合にはこの限りではない。また、採用決定者(求職者)が、上記等の理由以外で専ら企業の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行わないものとする。

入社後 30 日以内の場合：本件報酬の 80%

入社後 90 日以内の場合：本件報酬の 50%

入社後 180 日以内の場合：本件報酬の 30%